

しものせきラボ 規約

(名称)

第1条 この会は、しものせきラボ（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、山口県下関市に置く。

(目的)

第3条 本会は、地域活性化に関する活動を行うことにより、子育て支援や老若男女が気軽に交流できるようにを山口県下関市で過ごしやすい場（イベント等）を提供することを目的とし、2024年7月7日設立する。

(活動・事業の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の各号の事業を実施する。

- (1) 子どもの生活環境を改善する活動
- (2) 保護者の子育て環境を支援する活動
- (3) 子供を取り巻く社会環境についての啓発活動
- (4) その他、目的の達成に必要な活動

(会員)

第5条 本会の会員は、次の3種類とする。

- (1) 会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。
- (2) サポーター（法人）は、この会の事業を賛助するために入会したものとする。
- (3) サポーター（個人）は、この会の事業を賛助するために入会したものとする。

(入会)

第6条 会員の入会については、高校生以下の子の保護者とする。

2 会員又はサポーターとして入会しようとするものは、入会申込書により、代表に申し込むものとする。

(会費)

第7条 サポーターは、以下に定める会費を納入しなければならない。

- (1) サポーター（法人） 10,000円／随時
- (2) サポーター（個人） 3,000円／随時

(退会)

第8条 会員は、退会届を代表に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき。
- (2) 会費を1年以上納入しないとき。

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 代表 1人

(2) 会計 1人

(職務)

第10条 代表は、本会を代表し、会務を統括する。

2 会計は、本会の会計を担当する。

附則

1 この規約は、2024年7月7日から施行する。